宇城市生活援助型訪問サービスA（独自・定額）サービスコード表（A4） R7.4.1～

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A4	1001	生活援助型訪問サービスⅠ（1割負担）	イ 生活援助型訪問サービス費（1割負担） 事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 200単位 ※週に1回までとするが、アセスメントの結果必要と認められる場合はこの限りではない。				200	1回につき
A4	1002	生活援助型訪問サービスⅡ（2割負担）	ロ 生活援助型訪問サービス費（2割負担） 事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 200単位 ※週に1回までとするが、アセスメントの結果必要と認められる場合はこの限りではない。				200	
A4	1003	生活援助型訪問サービスⅢ（3割負担）	ハ 生活援助型訪問サービス費（3割負担） 事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 200単位 ※週に1回までとするが、アセスメントの結果必要と認められる場合はこの限りではない。				200	
A4	1011	生活援助型訪問サービス小規模事業所加算回数Ⅰ（1割負担）	中山間地域等における小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算（1割負担）	200単位の 10% 加算	20	
A4	1012	生活援助型訪問サービス小規模事業所加算回数Ⅱ（2割負担）			中山間地域等における小規模事業所加算（2割負担）		20	
A4	1013	生活援助型訪問サービス小規模事業所加算回数Ⅲ（3割負担）			中山間地域等における小規模事業所加算（3割負担）		20	
A4	1021	生活援助型訪問サービス中山間地域等提供加算回数Ⅰ（1割負担）	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（1割負担）	200単位の 5% 加算	10	
A4	1022	生活援助型訪問サービス中山間地域等提供加算回数Ⅱ（2割負担）			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（2割負担）		10	
A4	1023	生活援助型訪問サービス中山間地域等提供加算回数Ⅲ（3割負担）			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（3割負担）		10	
A4	1031	生活援助型訪問サービスサービス初回加算Ⅰ（1割負担）	チ 初回加算		チ 初回加算（1割負担）	200単位加算	200	1月につき
A4	1032	生活援助型訪問サービスサービス初回加算Ⅱ（2割負担）			チ 初回加算（2割負担）	200単位加算	200	
A4	1033	生活援助型訪問サービスサービス初回加算Ⅲ（3割負担）			チ 初回加算（3割負担）	200単位加算	200	
A4	1041	生活援助型訪問サービス生活機能向上加算Ⅰ（1割負担）	リ 生活機能向上連携加算		リ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1割負担）	100単位加算	100	
A4	1042	生活援助型訪問サービス生活機能向上加算Ⅱ（2割負担）			リ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（2割負担）	100単位加算	100	
A4	1043	生活援助型訪問サービス生活機能向上加算Ⅲ（3割負担）			リ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3割負担）	100単位加算	100	
A4	1044	生活援助型訪問サービス生活機能向上加算Ⅳ（1割負担）			リ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1割負担）	200単位加算	200	
A4	1045	生活援助型訪問サービス生活機能向上加算Ⅴ（2割負担）			リ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）（2割負担）	200単位加算	200	
A4	1046	生活援助型訪問サービス生活機能向上加算Ⅵ（3割負担）			リ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）（3割負担）	200単位加算	200	
A4	1047	生活援助型訪問サービスロ腔連携強化加算（1割負担）	ヌ 口腔連携強化加算		ヌ 口腔連携強化加算（1割負担）	50単位加算	50	1回につき
A4	1048	生活援助型訪問サービスロ腔連携強化加算（2割負担）			ヌ 口腔連携強化加算（2割負担）	50単位加算	50	
A4	1049	生活援助型訪問サービスロ腔連携強化加算（3割負担）			ヌ 口腔連携強化加算（3割負担）	50単位加算	50	
A4	1051	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅰ（1割負担）	ヌ 介護職員処遇改善加算（1割負担）		（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245/1000 加算	49	1回につき
A4	1052	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅱ（1割負担）			（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224/1000 加算	45	
A4	1053	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅲ（1割負担）			（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182/1000 加算	36	
A4	1054	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅳ（1割負担）			（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145/1000 加算	29	
A4	1055	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(1)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数の 221/1000 加算	44	
A4	1056	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(2)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数の 208/1000 加算	42	
A4	1057	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(3)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3)	所定単位数の 200/1000 加算	40	
A4	1058	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(4)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(4)	所定単位数の 187/1000 加算	37	
A4	1059	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(5)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数の 184/1000 加算	37	
A4	1060	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(6)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数の 163/1000 加算	33	
A4	1061	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(7)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数の 163/1000 加算	33	
A4	1062	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(8)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数の 158/1000 加算	32	
A4	1063	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(9)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数の 142/1000 加算	28	
A4	1064	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(10)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(10)	所定単位数の 139/1000 加算	28	
A4	1065	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(11)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数の 121/1000 加算	24	
A4	1066	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(12)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数の 118/1000 加算	24	
A4	1067	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(13)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数の 100/1000 加算	20	
A4	1068	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(14)（1割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数の 76/1000 加算	15	
A4	1070	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅰ（2割負担）	ヌ 介護職員処遇改善加算（2割負担）		（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245/1000 加算	49	
A4	1071	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅱ（2割負担）			（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224/1000 加算	45	
A4	1072	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅲ（2割負担）			（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182/1000 加算	36	
A4	1073	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅳ（2割負担）			（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145/1000 加算	29	
A4	1074	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(1)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数の 221/1000 加算	44	
A4	1075	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(2)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数の 208/1000 加算	42	
A4	1076	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(3)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3)	所定単位数の 200/1000 加算	40	
A4	1077	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(4)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(4)	所定単位数の 187/1000 加算	37	
A4	1078	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(5)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数の 184/1000 加算	37	
A4	1079	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(6)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数の 163/1000 加算	33	
A4	1080	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(7)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数の 163/1000 加算	33	
A4	1081	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(8)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数の 158/1000 加算	32	
A4	1082	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(9)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数の 142/1000 加算	28	
A4	1083	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(10)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(10)	所定単位数の 139/1000 加算	28	
A4	1084	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(11)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数の 121/1000 加算	24	
A4	1085	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(12)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数の 118/1000 加算	24	
A4	1086	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(13)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数の 100/1000 加算	20	
A4	1087	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(14)（2割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数の 76/1000 加算	15	
A4	1090	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅰ（3割負担）	ヌ 介護職員処遇改善加算（3割負担）		（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245/1000 加算	49	
A4	1091	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅱ（3割負担）			（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224/1000 加算	45	
A4	1092	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅲ（3割負担）			（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182/1000 加算	36	
A4	1093	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅳ（3割負担）			（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145/1000 加算	29	
A4	1094	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(1)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数の 221/1000 加算	44	
A4	1095	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(2)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数の 208/1000 加算	42	
A4	1096	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(3)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(3)	所定単位数の 200/1000 加算	40	
A4	1097	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(4)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(4)	所定単位数の 187/1000 加算	37	
A4	1098	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(5)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数の 184/1000 加算	37	
A4	1099	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(6)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数の 163/1000 加算	33	
A4	1100	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(7)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数の 163/1000 加算	33	
A4	1101	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(8)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数の 158/1000 加算	32	
A4	1102	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(9)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数の 142/1000 加算	28	
A4	1103	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(10)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(10)	所定単位数の 139/1000 加算	28	
A4	1104	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(11)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数の 121/1000 加算	24	
A4	1105	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(12)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数の 118/1000 加算	24	
A4	1106	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(13)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数の 100/1000 加算	20	
A4	1107	生活援助型訪問サービス処遇改善加算Ⅴ(14)（3割負担）			（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数の 76/1000 加算	15	
A4	1108	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算11（1割負担）	業務継続計画未策定減算	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	（1）1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A4	1109	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算11日割（1割負担）				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A4	1110	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算12（1割負担）			（2）1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A4	1111	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算12日割（1割負担）				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A4	1112	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算13（1割負担）			（3）1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A4	1113	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算13日割（1割負担）				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A4	1114	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算21（1割負担）		ロ 1月あたりの回数を定める場合	1）標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	（1）標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A4	1115	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算22（1割負担）			（2）生活援助が中心である場合	（一）所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A4	1116	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算23（1割負担）				（二）所要時間45分以上の場合	-2	
A4	1117	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算短時間（1割負担）			（3）短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A4	1118	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算11（2割負担）	業務継続計画未策定減算	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	（1）1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A4	1119	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算11日割（2割負担）				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A4	1120	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算12（2割負担）			（2）1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A4	1121	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算12日割（2割負担）				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A4	1122	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算13（2割負担）			（3）1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A4	1123	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算13日割（2割負担）				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A4	1124	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算21（2割負担）		ロ 1月あたりの回数を定める場合	1）標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	（1）標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A4	1125	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算22（2割負担）			（2）生活援助が中心である場合	（一）所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A4	1126	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算23（2割負担）				（二）所要時間45分以上の場合	-2	
A4	1127	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算短時間（2割負担）			（3）短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A4	1128	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算11（3割負担）	業務継続計画未策定減算	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	（1）1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A4	1129	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算11日割（3割負担）				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A4	1130	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算12（3割負担）			（2）1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A4	1131	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算12日割（3割負担）				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A4	1132	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算13（3割負担）			（3）1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A4	1133	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算13日割（3割負担）				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A4	1134	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算21（3割負担）		ロ 1月あたりの回数を定める場合	1）標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	（1）標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A4	1135	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算22（3割負担）			（2）生活援助が中心である場合	（一）所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A4	1136	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算23（3割負担）				（二）所要時間45分以上の場合	-2	
A4	1137	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算短時間（3割負担）			（3）短時間の身体介護が中心である場合		-2	